

性暴力被害者への支援の流れ(フロー図)

＜性犯罪等の性暴力被害者＞



庁内関係相談窓口

警察、法律相談
等の
庁外相談窓口



被害直後の場合

SACHICO(性暴力救援センター大阪)
または堺市立総合医療センター
(SACHICOの協力医療機関)

(SACHICOによる支援)
・証拠物の採取と保管、産婦人科診療
・必要に応じて警察、弁護士相談への同行
等の支援などを実施
・カウンセリングは外部機関を紹介



被害直後ではなく
カウンセリングによるこころのケアを希望し
ている場合

堺市こころの健康センター
「性暴力被害者への
カウンセリング事業」

(カウンセリングによるこころのケア)
・嘱託臨床心理士におけるカウンセ
リングを実施

一定の支援が終了し、長期的
なカウンセリングが必要な場合

こころの健康センターにおける 性暴力被害者へのカウンセリング事業概要

対象者

- 堺市に居住し、性暴力被害にあわれた方(18歳以上)

実施形態

- 市が委嘱をした臨床心理士(女性)によるカウンセリング(予約制)
- 費用は無料

実施時間(相談受付)

- 午前9時から午後5時30分

実施回数等

- カウンセリングの実施回数制限なし
- 被害発生日からの遡及期限なし